

## 「診療録等開示請求する方へ」お知らせ

開示請求をされる方は、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、所定窓口にてお手続きください。尚、請求を受けてから開示までは、3～4週間のお時間をいただきます。また、所定の料金を定めていますので、予めご了承のうえ、お手続きされますようお願い致します。

### 1. 開示請求ができる範囲

診療継続中のものまたは診療完了後5年（法令で定められた保管期間）以内の診療録（カルテ）、診療を目的として当院にて作成されたものとします。（他の医療機関で作成された文書、検査記録等は開示の対象外となる場合があります。）

### 2. 開示請求ができる方

次のいずれかに該当される方のうち、1名もしくは2名に限ります。

- ①成年患者本人（20歳以上）
- ②成年患者本人の同意を得た親族および法定代理人
- ③満15歳以上の未成年患者の同意を得た親権者および法定代理人  
（疾病内容によっては患者本人のみの請求を認める）
- ④満15歳未満の未成年患者の親権者および法定代理人
- ⑤合理的判断が困難となっている成年患者と生計を同じくしている親族およびこれに準ずる縁故者
- ⑥死亡患者の法定相続人（但し、当院にて要審議）

### 3. 開示のできない場合

次のいずれかに該当する場合は、開示できませんのでご了承ください。

- ①治療効果等、心身の状態への悪影響が予想される場合
- ②患者本人に告知していない病名等が記載されている場合（部分不開示）
- ③患者本人が生前または診療中において不開示の意思を表明している場合
- ④紹介状等、第三者から得た情報が含まれており、当該第三者の了解が得られない場合
- ⑤家族、医療従事者および関係者の権利、利益を損なう恐れがある場合
- ⑥未成年患者の法定代理人による請求がされた場合、提供する事が当該未成年患者の利益を損なう場合
- ⑦請求者が閲覧室に記録機器を持ち込んだ場合
- ⑧その他開示を不相当とする事由があると病院長が認める場合

#### 4. 開示方法

口頭による説明、閲覧、謄写のいずれかにより行います。

#### 5. 診療録等開示請求受付窓口

診療録開示手続きは、当院1階医事課受付窓口にて直接お手続きください。

#### 6. 診療録等開示請求必要書類

診療録開示手続きの際は下記書類（原本）、印鑑が必要となります。（郵送不可）

##### 【患者様本人による開示請求の場合】

- ①診療録等開示請求申込書
- ②開示請求者本人確認証明書

##### 【患者様本人以外による開示請求の場合】

- ①診療録等開示請求申込書
- ②開示請求者本人確認証明書
- ③患者様の代理人である事の証明書
- ④患者様自署による診療録開示請求委任状

#### 7. 開示に伴う費用

診療録等の開示に対し、次の料金（消費税別）を開示請求者へ請求致します。

- ①開示基本料（1申請につき） 3,000円
- ②口頭による説明 12,000円／60分  
6,000円／30分（超過加算）
- ③閲覧（第三者の説明不可） 開示基本料に含む（最長2時間以内とする）
- ④謄写
  - ・診療録コピー 10円／枚（A4・白紙）  
50円／枚（A4・カラー）
  - ・画像コピー 1,000円／枚（CD-ROM）

以上

#### 【 お問い合わせ先 】

沖縄医療生活協同組合 中部協同病院医事課 TEL：098-938-8828